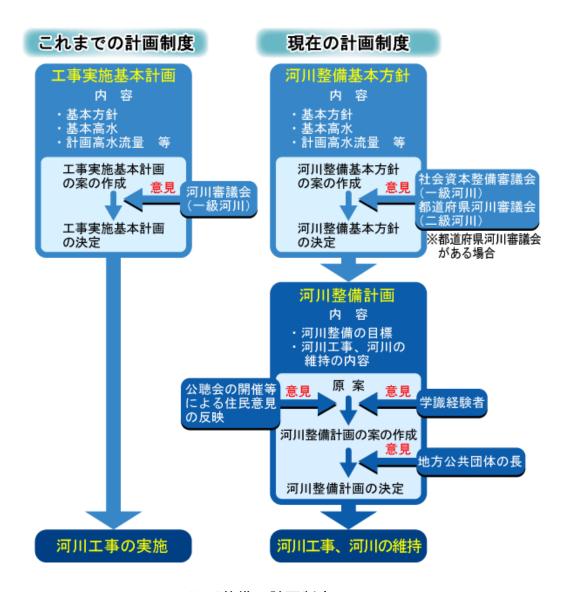
河川法改正の概要

明治時代以降の近代河川管理制度は、「治水」を目的に始まり、戦後の高度成長期に急増した水需要に対応するため「利水」が目的に加わりました。さらに、水質などの環境悪化の深刻化、また地域域の個性を生かした川づくりへの高まりなどを受け、平成9年の改正で、「環境保全」「地域住民の意見の反映」の観点が盛り込まれています。

平成9年の法改正では、従来、河川整備について水系ごとに河川管理者が定めていた「工事実施基本計画」に代えて、「河川整備基本方針」と、それに基づく具体的な整備目標となる「河川整備計画」の2段階で策定することが定められました。同計画の策定にあたっては、必要に応じて学識経験者や住民などの意見を聴くことになりました。



河川整備の計画制度フロー

工事実施基本計画

- 1.河川の総合的な保全と利用に関する基本方針
- ・洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減
- 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持
- 2.河川工事の実施の基本となるべき計画に関する事項
- ·基本高水及びその河道と洪水調整施設への配分
- 主要な地点の計画高水流量
- ・主要な地点の流水の正常な機能を維持するため必要な流量
- 3.河川工事の実施に関する事項
- ・主要な地点の計画高水位、計画横断形等
- ・主要な河川工事の目的、種類、施行の場所
- ・当該工事による主要な河川管理施設の機能

河川整備基本方針

- 1. 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針
- ・洪木、高潮等による災害の発生の防止又は軽減
- 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持
- 河川環境の整備と保全
- 2.河川の整備の基本となるべき事項
- ・基本高水及びその河道と洪水調整施設への配分
- 主要な地点の計画高水流量
- ・主要な地点の流水の正常な機能を維持するため必要な流量
- ・主要な地点の計画高水位、計画横断形に係る川幅

河川整備計画

- 1.河川整備の目標
- 2. 河川の整備の実施に関する事項
- ・河川工事の目的、種類、施行の場所
- ・当該工事による河川管理施設の機能
- 河川の維持の目的、種類、施行の場所

工事実施基本計画と河川整備基本方針・河川整備計画の内容の違い